

書評と紹介

立花 雄一著

『隠蔽された女米騒動の真相』

——警察資料・現地検証から見る』

評者：石坂 悦男

本書は、米騒動から百年を迎えようとしているいま、「米騒動の研究は尽きているのであろうか」と問うなかで、これまでの研究において見落とされている部分があり、そのことが米騒動に対する十分な理解の妨げになっていないかという、著者の問題関心とその問いを解く重要な鍵の一つが米騒動の発祥地の初動分析にあるとの見立て（確信）に支えられているように思われる。著者の問題関心の背後にある米騒動発祥の地への熱い眼差しは、米騒動発祥の地がすでに同郷の横山源之助の研究者として知られる著者の出身地であることと深く関わっているに違いない。著者は本書執筆の動機をこう述べている。

「現在より百年前、米騒動に腹を立てて、どこよりもはやく糾弾にたちあがったのは、私の田舎の漁師町の、子供の時私も見知っている、おばば、おかかたちであり、そのおばばたちが私の背中に向かって、はやく真実を明かせと呼びかけてくる。また汚名をそそげともいっているようである。その呼びかけの声、この町の魚屋の孫である私の耳に、単なる風の音の錯覚

であったなら、私は世間様に汗顔をもってお詫び申し上げねばならない。それがけって錯覚や大嘘でないことをただ願うのみである」（あとがき、196ページ）。

著者によれば、「この小論の目的は、米騒動の全像を見つめなおそうとするものではない。すなわち、以下に列挙する富山県警察部、特高課資料、他に郡役所報告等の当局側資料を含む、いわばわずかに覗きえた官側資料の検証を軸におきながら、米騒動発祥地である富山県下女米騒動の特質を、蜂起した女たち、警察等取締治安当局者側、県内四新聞、米騒動研究家たちという、その四者の直接・間接的絡みから見つめなおしてみる——つまり米騒動初期段階を再検討してみるにすぎない」（まえがき、vii）。

要するに、本書の意図は、著者は控えめに表現しているが、米騒動発祥地において米騒動の担い手として女たちが果たした役割を再評価することと、隠された事実を明るみに出すあるいは既存研究における数多くの事実と反する点を糾すことにおかれている。それはこれまで見落とされてきた底辺に光をあて、より全体的な包括的な歴史として米騒動をとらえなおす前提を整える試みといえよう。

本書の構成

本書の構成は下記の通り本文と資料編から成り、資料が全197ページの約4割を占めている。（本書においては、資料が吟味の対象として重要な位置を占めているので、当該資料一覧を記しておく。）

—目次—

まえがき

（一）女たちの米騒動

- (二) 当局側
- (三) 富山県下四新聞
- (四) 研究者たち一片山潜, 細川嘉六他
- (五) みんな一味やぞ
- (六) なおなおがきひとつ

資料編

付・警察資料

警察資料解説 (富山県特高課資料)

所謂「越中米騒動」ニ関スル記録 (富山県特高課, 昭和十一年十月編纂)

第一 米問題ニ関スル参考書

〔一〕 所謂「女一揆」ノ真想ニ関スル件 (高秘号外, 大正七 (一九一八) 年八月十二日付文書)

〔二〕 所謂「越中女一揆」ト新聞記事トノ関係ニ就テ (同年八月下旬付文書)

一 〔二〕 の付属資料一

〔二〕 一, 富山県下ニ於ケル米ニ関スル紛擾沿革一覧表

二, 明治四十五年米問題ニ関スル四新聞記事概要及批判一覧表

三, 大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覧表 自七月二十三日 至八月十九日 (付, 私記 (立花雄一); 新聞記事・現地調査との差異)

四, 第四, 大正七年富山県下ノ所謂「米騒動」ニ関スル富山石川大阪ノ諸新聞時事一覧表

五, 所謂「米騒動」ニ関スル新聞中特ニ注意ヲ要スル記事一覧表

六, 関係諸新聞差押一覧表

七, 滑川町ニ於ケル激越不穩言動者 (十一名) 陳述要旨

八, 第八, 高岡新聞〔報〕社主筆井上忠雄ノ本件ニ関スル思想 (八月廿日高岡新報所載)

第二 特高課巡查部長 和田豊次郎所持

「越中女一揆 (米騒動)」

第三 富山署巡查 高橋勝治所持「本県ノ米騒動事件」

補論 横山源之助と米騒動 (『大原社会問題研究所雑誌』1999年6月改稿)

参考文献

あとがき

「女米騒動」と隠蔽された史実

米騒動の既存研究における欠落を補い研究の穴を埋める課題として, 本書は主として2つの視点を提示している。すなわち, その1は, 米騒動の担い手に関して, 米騒動における, 特に発祥の地における, 女たちの果たした役割の再評価, 「女米騒動」と捉える視点であり, その2は, 米騒動に関する事実の隠蔽がどのようにしてつくり出されたか, その原因を究明し隠蔽された事実を明るみに出し, 従来の研究の欠落・事実認識の誤りを糾す所為である。

「女米騒動」; 米騒動の担い手としての女たちの果たした役割の再評価

著者は, 「米騒動は, 富山県 (越中の国) では幕末のころから, 女たちの年中行事のように起きている。たまたま, ところにより男たちの騒動があったけれども」「それは明治維新を経て, 中央集権国家となってからでさえ, 半世紀余, 年中行事と化していた」「それは百姓一揆や, 打毀しのような一過性のものでなく, 持続的であり, 一種の恒常的運動であった」という点に注目し, 「その実行者がほとんど細民の, 正真正銘の女たちであったことも確認しておく」に値する, と述べている。

初期段階の米騒動の担い手が富山県の魚津, 滑川周辺の漁村の主婦たちで, 「彼女たちは出漁と出稼ぎの夫の留守を守り藤表 (草履表) 袋はりの内職に精を出し, 米を積みだす船が沖に

到着すると、米俵を米穀商の倉庫から海岸の舁まではこぶ「女陸仲仕」(おこなかせ)になるのであった」。いわば彼女たちは漁師の主婦であると同時に女子労働者であり、米価の暴騰に耐えかねて、「徳川時代以来、凶作のたびごとに行ってきた祖先伝来の「米の積み出しを拒否」「強訴嘆願」行動を起こしたのであった。行動の統率は陸仲仕の親方をしていて女性を中心に日常的に自然に形成されていた(同様の分析はたとえば井本三夫『水橋町(富山県)の米騒動』においても見られる;「共同体における権威が労働集団の中での規律を形成することにもつながっていた」)。米騒動の根本原因は一言でいえば、「生活難」であった(米騒動の弁護を担当した布施辰治弁護士の論文「生きんが為に」参照)。著者はこのことを「オーラル・ヒストリー」の方法により明らかにしている。

著者は、これによって、誰が(女たちが)、どうして、この地で米騒動の行動を起こせたのかを実証している。さらにもうひとつ、著者の分析で注目すべきは、米騒動における女性の果たした役割が官憲側によって過小評価され、あるいは無視(隠蔽)されてきた(県警資料に記録されない)という点の論証である。すなわち、著者は、官憲側が女米騒動は哀願運動とみなし、「男子の米騒動は当然法通り厳罰とするが、女米騒動の場合は、法=国家に逆らわない米騒動に変身=整形させることによって、罰しないで済むようにして」、政治的社会的な事件として扱わなかった(実際一人の起訴者もなかったという)事実を示し、それは「国家的大法に触れる」女米騒動を事実上なかったことにし、つまりは「明白に一線を超えている騒動をきれいに隠し、女米騒動のすべてを合法圏内に修正して納めておく」という治安当局側の秩序維持のための対応ゆえであり、「女に人間的権利はないものときめられていた」からであり、「米騒動の女た

ちは政治的に目覚めていなかった」わけではないと分析している。

しかし、米騒動初期の運動の担い手としての女たちの果たした役割を強調するあまり、米騒動総体を「女米騒動」「女一揆」と称するのは、富山県でも「女だけ」の米騒動は漁業(海岸)地帯以外では稀であったことや米騒動のその後の全国的展開の実態に照らし、また、米騒動の社会運動としての性格とその歴史的意義を正確に捉えるうえで、妥当とはいえないであろう。

事実の隠蔽・歴史の歪曲と県内紙の抵抗

本書の内容で特筆すべきもう一つは、従来の米騒動研究における事実誤認や見落としを指摘し、きわめて詳細な資料分析を通して誤りを糾すことに叙述(ページ)の多くが割かれていることである。ここには著者の並々ならぬ意欲がにじみ出ている。先行研究に共通する重要な事実誤認や見落としは、著者によれば、警察文書や新聞記事など活字資料を十分に吟味することなく無批判に受け入れ、これに依存するところから派生しており、しかも同じ資料の転載が重ねられたからである。

たとえば、1918(大正7)年の米騒動の際に富山県警が作成した「騒擾治安一覽表」(上記資料〔二〕一、本書119~125ページ)(「明治以降の米騒動(富山県警察部調)」と題して県内紙『高岡新報』に同年9月初めに掲載された)には、明治以降の米騒動に関する多くの重要な事件(1889(明治22)年の魚津の米騒動、1912(同45)年の生地と魚津の米騒動など)や、1918(大正7)年魚津、滑川の蒸気船追い払い事件(所謂伊吹丸事件)が記載されていない。しかも、これらの資料が大原社会問題研究所の米騒動資料にも入り、京都大学の井上清・渡部徹編『米騒動の研究』第一巻等々に転載されたこと(京都大学による富山県下の米騒動現地調

査は行われていない、法政大学社会学部調査団の現地調査の成果を引用)により、誤りが再生産されたと著者は言う。

また、米騒動研究の先駆者細川嘉六の米騒動発端に関する研究(「大正七年米騒動資料一、富山県資料」『大原社会問題研究所雑誌』第9巻第1号、1932年)も官憲側の資料に依存して女米騒動勃発時7月期の歴史的真相を見落とす決定的誤り(欠陥)を内包していると断定し、研究者側の米騒動研究が官憲側の資料に依存した結果、米騒動の正確な把握が妨げられてきたとみている。

しかし、真相究明の上でより重視すべきは、官憲側の記録の恣意性、事実の隠蔽と歪曲であろう。官憲側は米騒動の報道による騒動の拡大を懸念し、事実の過小評価と隠蔽のために、上記資料〔一〕、〔二〕をはじめ、新聞の検閲、記事差し止め、販売頒布禁止、等々さまざまな工作を講じた。著者は、その「狙いは、当然全面的言論統制であろう。かくして、治安維持法(7年後)へ直結していく状況が一つひらかれている」「米騒動の発祥の地で、防衛線を破られた敗戦責任が早速新聞界狩りという公開攻撃戦に切り替えられた意味はけっして小さくない」との視点から、県内紙の抵抗に目を向け詳細に分析して、「県内紙(『富山日報』『北陸政報』『高岡新報』『北陸タイムス』)は、四紙四様、生活難を訴えて立ちあがっていた女たちから、社会の本音の声をよみとり、味方する記事を載せていたことを記憶しておきたい」と述べている。

本書掲載の資料はいずれも十分に読み込むに値する。とりわけ、資料〔二〕一三、富山県警察部の「大正七年米ニ関スル哀願運動状況一覧表」とそれに著者が作成添付した「私記(「新聞記事・現地調査等との差異」129～146ページ)は貴重な資料である。

新聞に対する報道統制・言論統制に対する抵抗は、富山県外においても東京や関西での春秋会(記者クラブ)の抗議大会が開かれるなど、急速に新聞社を中心とする言論・報道の自由を要求する運動として拡がり、米騒動と結合して国民的運動(倒閣運動)に発展した。しかし、米騒動の経過の中でシベリヤ出兵(8月2日)を強行した寺内内閣の新聞・言論弾圧はエスカレートし、『大阪朝日』が一番の攻撃目標にされ、所謂「白虹事件」が引き起こされた。官憲側による事実の隠蔽と歴史の歪曲、新聞・言論弾圧が一体となって米騒動が抑圧されたことを、本書は明らかにしている。それは、現在の「特定秘密保護法」の制定、歴史修正主義の横行、異常なメディア・バッシングの状況を把握するうえで貴重なヒントを提示している。

本書は、米騒動に関して地域(富山県沿岸部)における運動の展開を、関係者の証言や資料吟味に依拠しつつ具体的事実の発掘を通して真相(実態)を究めるという地域史研究的アプローチを採っているが、その際、地域における個々の事実の発掘や実証研究に邁進すればするほど、実証作業を深めれば深めるほど、それが米騒動全体の構造把握にどのように関わっているか、全国的視野に立つ研究、世界史的視野に立つ研究とどのように結びついているのか、結びつけるのか、いわば実証と理論(化)の結合、そのことをたえず問題意識としてもっていないとあらう。本書は今後の米騒動研究の課題と方法について貴重な示唆を与えている。

(立花雄一著『隠蔽された女米騒動の真相——警察資料・現地検証から見る』日本経済評論社、2014年7月、viii+197頁、3,800円+税)

(いしざか・えつお 法政大学名誉教授、大原社会問題研究所嘱託研究員)